

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第48号

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部を改正する条例

札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。
- (2) 第4条の3第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。
- (3) 第18条中「、第4条の3、第7条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。